



鳥取県公報

平成17年7月5日(火)
第7700号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (538) (福祉保健課)	1
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (539) (")	1
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (540) (")	1
	クリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 (541) (県民生活課)	2
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	3

告 示

鳥取県告示第538号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大山町国民健康保険名和診療所	西伯郡大山町御来屋467	平成17年3月28日

鳥取県告示第539号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目13 - 3	平成17年4月1日

鳥取県告示第540号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届

出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
名和町国民健康保険直営診療所	西伯郡名和町大字御来屋	平成17年3月27日

鳥取県告示第541号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8-2

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称

財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

3 研修及び講習の日時及び場所

(1) 日時 平成17年10月2日(日) 午後1時から午後5時まで

場所 鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館

(2) 日時 平成17年9月11日(日) 午後1時から午後5時まで

場所 倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

(3) 日時 平成17年10月30日(日) 午後1時から午後5時まで

場所 米子市末広町294 鳥取県立米子コンベンションセンター

(4) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したのものについては、(1)、(2)又は(3)の時間を午後1時から午後4時30分までとする。

4 受講申込み期間

(1) 10月2日実施分 平成17年9月12日(月)から同月22日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 9月11日実施分 平成17年8月22日(月)から同年9月2日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(3) 10月30日実施分 平成17年10月11日(火)から同月21日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

5 受講料

研修受講料5,000円又は講習受講料4,500円を受講申込み時に払い込むこと。

6 受講申込み先及び問合せ先

財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

鳥取市大榎町13-1

電話 0857-29-8590

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成17年7月5日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成17年8月1日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
		平成17年8月31日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階執行部 控室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習科目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

